

平成 3 1 年度

予算概算要求の概要
消費・安全局動物衛生課

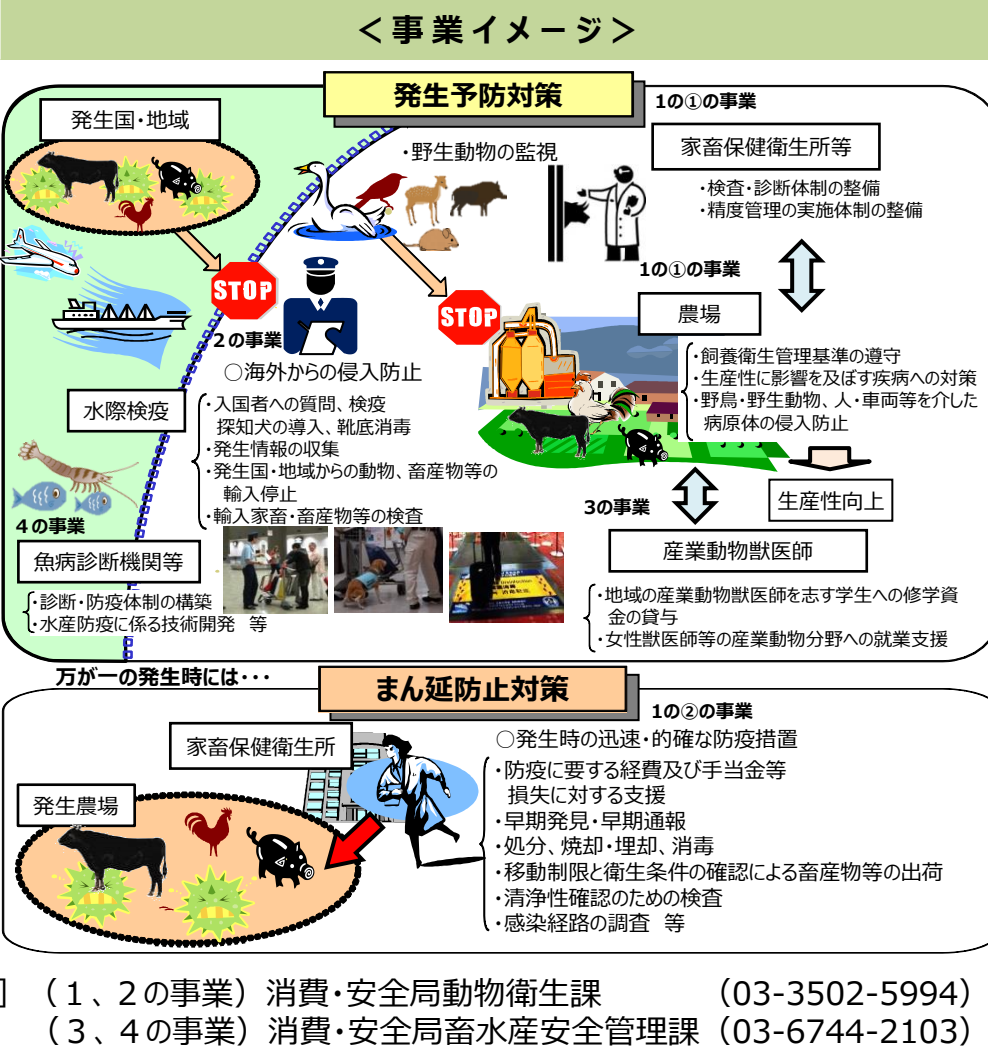
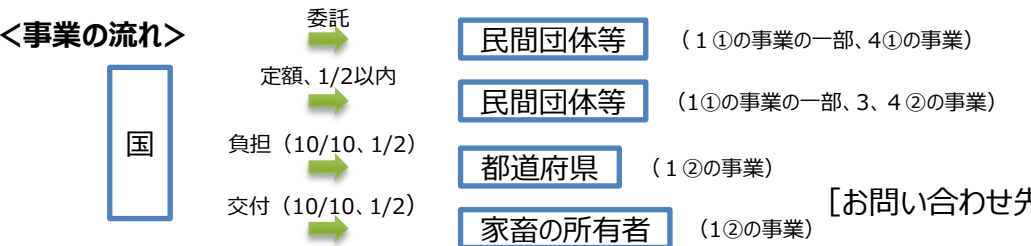
平成 3 0 年 8 月

農林水産省

＜対策のポイント＞
畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底するとともに、**地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保**を図ります。

- ＜政策目標＞
- 家畜・養殖水産物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策の徹底
 - 地域における産業動物獣医師の育成・確保

- ＜事業の内容＞
- 1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4,509（4,849）百万円**
 - ①農場の生産性向上に向けて、E B L（牛の血液の病気）や牛ウイルス性下痢・粘膜病等に対する家畜衛生対策、管理獣医師による衛生管理指導の実施等を支援するとともに、**家畜保健衛生所等の精度管理体制を整備**します。
 - ②口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、**防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付**を行います。
 - 2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 474（402）百万円**
 - 動物検疫所において、人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、**入国者への質問や携帯品の消毒の実施、検疫探知犬の増頭、靴底消毒の継続的な実施等**、水際での防疫措置の徹底を図ります。
 - 3. 産業動物獣医師の育成・確保 249（189）百万円**
 - 産業動物獣医師への就業を志す獣医大学への**地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の貸与**、**獣医学生の臨床実習と獣医師の技術向上のための臨床研修、女性獣医師等の産業動物分野への就業支援**、**産業動物診療効率化のための情報通信機器を用いた診療の試行的な導入等**を実施します。
 - 4. 水産防疫体制の充実・強化 107（63）百万円**
 - ①防疫対策の強化を図るための科学的データを収集するとともに、**診断・予防・まん延防止等に係る技術開発、魚病診断機関における診断体制の構築等**を行います。
 - ②**モデル地域における関係者が一体となつて行う防疫体制整備**の取組を支援します。



＜対策のポイント＞

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病の清浄化・発生予防に向け、**農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組**を推進します。
また、H A C C P の考え方を採り入れた**家畜の飼養衛生管理（農場H A C C P）への取組を強化**することにより、我が国の畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼を確保します。

＜政策目標＞

- ①家畜の伝染性疾病の感染拡大防止・清浄化の推進、②地域一体となった農場の生産性向上に向けた家畜衛生対策への意識向上、③生産者による飼養衛生管理の向上、④吸血昆虫が媒介する流行性疾病的発生予防、⑤農場H A C C Pに関する取組農場の拡大意欲ある担い手の育成・確保

＜事業の内容＞

1. 疾病清浄化支援対策【拡充】

- ① **全国流行疾病対策**：牛のヨーネ病、E B L（牛の血液の病気）、牛ウイルス性下痢・粘膜病に対し、感染拡大の防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査及びリスク牛のとう汰を支援**するとともに、国内での豚コレラの発生に備え、緊急接種用の豚コレラワクチンの備蓄等を支援します。
- ② **地域生産性向上衛生対策**：地域で課題となっている**生産性に影響を及ぼす疾病**による損耗軽減に向け、関係者一体となった取組を推進するため、**地域カルテ・農場カルテの作成、管理獣医師による衛生管理指導等を支援**します。

2. 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

- 生産者による飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等による衛生指導を受けるための取組、吸血昆虫が媒介するアカバネ病の予防のための組織的なワクチン接種の取組を支援します。

3. 農場H A C C P 導入推進強化事業【拡充】

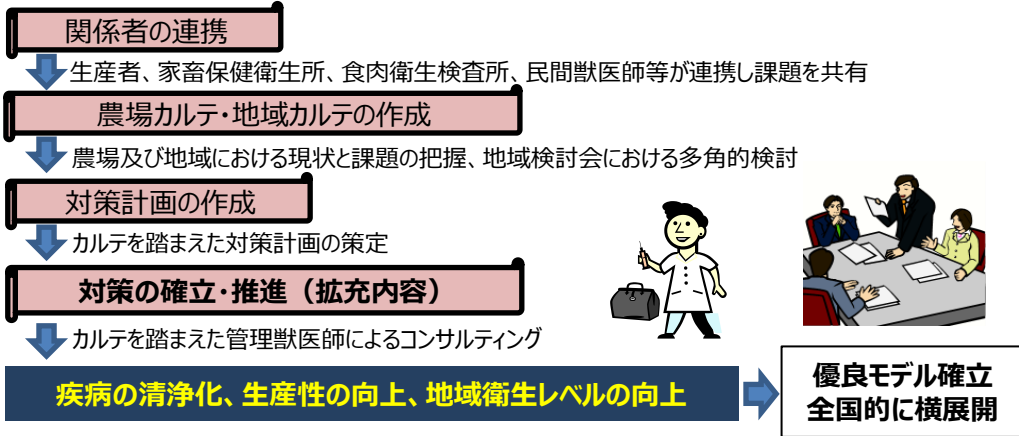
- 農場H A C C P の取組による経営メリットが確認できる事例について、畜種ごとに定量的に分析し、広く紹介・周知するとともに、農場指導員の養成を行います。加えて、海外のバイヤー等に農場H A C C P について周知し、**海外からの農場H A C C P 認証農場の視察を受け入れます。**

＜事業の流れ＞

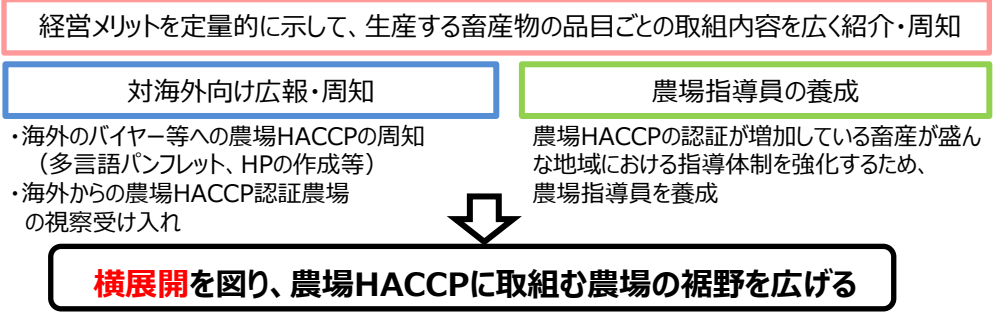


＜事業イメージ＞

＜事業1の②：地域生産性向上衛生対策＞



＜事業3：農場H A C C P 導入推進強化事業＞



＜対策のポイント＞

我が国のBSE対策の有効性を監視するとともに、消費者や生産者の信頼を確保するため、**死亡牛のBSE検査を円滑に進めます**。また、牛の結核病及びブルセウ病について、平成30年度から開始している**清浄性確認サーベイランスを継続し、清浄化を達成**します。（なお、平成31年度から死亡牛のBSE検査について①全月齢の臨床疑い牛、②48か月齢以上の歩行困難牛は従来どおり実施し、①②以外の一般的な死亡牛について対象月齢を48か月齢以上から96か月齢以上に引き上げる予定で食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会に諮問し、見直しを行っています。）

＜政策目標＞

- 死亡牛BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認
- 我が国における牛の結核病及びブルセウ病の清浄化を達成

＜事業の内容＞

1. 死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する

助成

- 死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、BSE検査及び同検査の対象となる**死亡牛の運搬、処理等に対して助成**を行います。

2. 牛の結核病・ブルセウ病の清浄性確認サーベイランスに要する費用

の助成

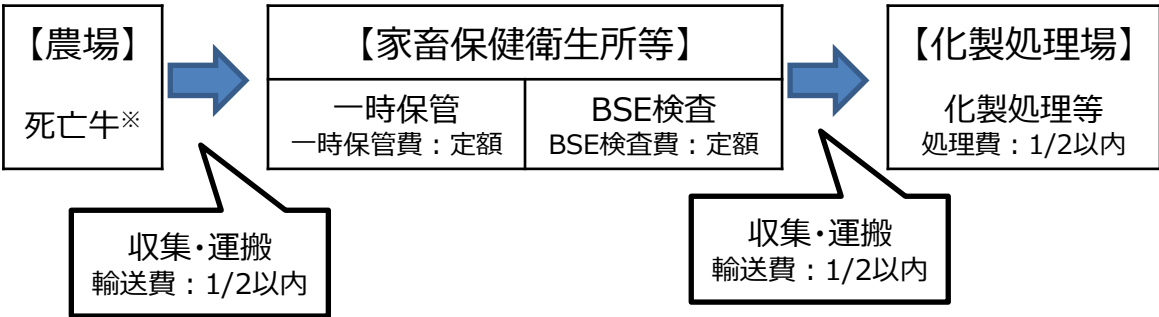
- 牛の結核病及びブルセウ病の**清浄性確認サーベイランスを実施**する際に、検査対象となった牛の飼養者に対し、**検査に要する費用を助成**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成】



※一般的な死亡牛の検査対象月齢：48か月齢以上→96か月齢以上（諮問中）

【牛の結核病・ブルセウ病の清浄性確認サーベイランスに要する費用の助成】

